〔別　紙〕
様式１

事　業　報　告　書
（自　令和７年７月１日　至　令和 ８年６月30日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　マーチ・ブラウン

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　熊本県熊本市東区東町４丁目６番30号

(3) 設立認可年月日　　平成　９年１０月１５日

(4) 設立登記年月日　　平成　９年１１月１０日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関ｺｰﾄﾞ	開　設　場　所	許可病床数
診療所	みやざきこども ｸﾘﾆｯｸ	4317210179	熊本市東区東町４丁目６番30号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年　８月19日　　令和６年度決算の決定

令和８年　６月25日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人　マーチ・ブラウン
所在地　熊本市東区東町4丁目6番30号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和 8年6月30日現在）

１．資　産　額	306,135	千円
２．負　債　額	18,227	千円
３．純　資　産　額	287,908	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		202,357
Ｂ　固　定　資　産		103,778
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	306,135
Ｄ　負　債　合　計		18,227
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	287,908

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－４

法人名　医療法人　マーチ・ブラウン
所在地　熊本市東区東町4丁目6番30号

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和 8年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	202,357	Ⅰ 流動負債	18,227
Ⅱ 固定資産	103,778	Ⅱ 固定負債	
1 有形固定資産	26,533	負債合計	18,227
2 無形固定資産	1,060	純資産の部	
3 その他の資産	76,185	科目	金額
		Ⅰ 出資金	10,000
		Ⅱ 積立金	277,908
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	287,908
資産合計	306,135	負債・純資産合計	306,135

様式４－２

法人名　医療法人　マーチ・ブラウン
所在地　熊本市東区東町4丁目6番30号

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和7年　7月　1日　至　令和 8年　6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	264,777
2 事業費用	277,162
本来業務事業損失	12,385
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	12,385
Ⅱ 事業外収益	961
Ⅲ 事業外費用	26
経常損失	11,450
Ⅳ 特別利益	623
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純損失	10,827
法人税等	81
当期純損失	10,908

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名　医療法人　マーチ・ブラウン

所在地　熊本市東区東町4丁目6番30号

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

監 事 監 査 報 告 書

医療法人　マーチ・ブラウン
理事長　宮﨑　亨　　殿

私は、医療法人　ﾏｰﾁ･ﾌﾞﾗｳﾝの令和７会計年度（令和７年７月１日から令和 ８年６月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年8月19日

医療法人 マーチ・ブラウン

監事　斉藤　圭佑